省令

○総務省令第百二十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十三条及び第三百十七条の六第四項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二十六日

総務大臣　片山　善博

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式別表の表面中

「

扶養親族該当区分								
控配	老配	特定	同老	老人	その他	同障	特障	他障

」

を

「

扶養親族該当区分									
控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障

」

に改め、第十七号の二様式別表中

「

特別障害者	その他の障害者

」

を

「

特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫

」

に改め、同表の記載要領5中「又はその他の障害者」を「若しくはその他の障害者、法第34条第３項及び第314条の２第３項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第十七号の二様式別表の改正規定は平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第三号様式別表は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2　新規則第十七号の二様式別表は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

○法務省令第二十五号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第二項及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十三条第二項の規定に基づき、商業登記規則及び動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二十六日

法務大臣　江田　五月

商業登記規則及び動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項を削る。

（動産・債権譲渡登記規則の一部改正）

第二条　動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第二条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第一項第四号及び」を「第四号及び」に改める。

（限定責任信託登記規則の一部改正）

第三条　限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第一項第四号及び」を「第四号及び」に改める。

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第四条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第一項第四号」を「第四号」に改める。

○法務省令第二十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二十六日

法務大臣　江田　五月

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表盛岡地方法務局の部一関支局の款同支局の項中「東磐井郡」を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「上尾出張所」の下に「、志木出張所、春日部出張所」を、「（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）」の下に「並びに同地方法務局川越支局管内埼玉県富士見市に属する地域内の商業登記の事務」を加え、同条第三項中「登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加える。

第四条第一項中「佐倉支局」を「香取支局、佐倉支局、匝瑳支局」に改める。

第五条第一項中「龍ケ崎支局」の下に「、下妻支局」を加え、「及び古河出張所」を「、取手出張所、古河出張所及び筑西出張所」に改め、「並びに同地方法務局下妻支局管内茨城県下妻市、坂東市、結城郡及び猿島郡境町に属する地域内の商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）」を削り、同条第二項中「登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加え、「並びに同市内野山、大沢、大沢新田、岡田、尾崎、小保川、沓掛、蔵持、蔵持新田、栗山新田、鴻野山、鴻野山新田、国生、崎房、左平太新田、篠山、新石下、杉山、収納谷、大房、舘方、東野原、豊田、中沼、馬場、馬場新田、原、原宿、古間木、古間木新田、古間木沼新田、平内、曲田、孫兵ヱ新田、向石下、本石下、本豊田、山口及び若宮戸に属する地域内の商業登記の事務」を削る。

第十条第一項中「及び村上支局」を「、十日町支局、村上支局、糸魚川支局及び上越支局」に改める。

第十三条第一項中「明石支局」を「尼崎支局、明石支局、豊岡支局」に改める。

第十七条第三項中「豊橋支局」の下に「、刈谷支局、豊田支局」を加える。

第三十一条中「杵築支局」を「佐伯支局、竹田支局、杵築支局」に改める。